

## 改正概要説明書

国名： アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) | 法令名： バンジュール議定書

改正情報： 2018 年版

### 改正概要：

#### 1. 出願の条件

・ 出願に必要とされる条件に関して、(1)標章の複製を含むこと、(2)出願手数料の納付の2点が追加された(第3条3:1(ii), (iv))。

・ 出願標章の商品及び役務が不記載又は不適切な場合、事務局は「ニース国際分類最新版に基づいて」商品及び役務を付与するとの改正があった(3:2)

#### 2. 出願日を決定するために、出願が提出された締約国又は事務局が受理する指示又は要素

・ 指示の伝達手段について、「電気通信手段」を追加した(第3条3の2:1(iii))。

・ 出願日を決定する指示又は要素の受理について「上記指示又は要素の一部のみ受理した日」から「上記指示又は要素を受理した日」に変更された(第3条3の2:1)。

・ 出願日決定のための要件(3の2:1)が満たされない場合、事務局は出願人に対してその旨通告し、所定期間内に要件を満たすよう要求する。出願人が要件を満たさない場合、当該出願は拒絶される、との規定を新設した(3の2:2)。

#### 3. 指定国による実体審査

・ 指定国による事務局への登録無効の通知期間を、出願が全ての方式要件を満たすとの通知を事務局から各指定国に通知した日から「12月以内」を「9月以内」に変更した(第6条6:2)。

・ 出願人の指定国による拒絶決定に対する応答は、「事務局を通じて指定国に行く」と変更し、応答方法として、「審判請求」が追加された(第6条6:4)

#### 4. 異議申立通知

異議申立通知は、事務局に提出することが規定された(第6条の26の2:4)。

#### 5. 指定国の事後指定

・ 登録標章のその他の当事国への事後指定に関して、出願日を「事後指定の出願が受理された日」から「先行する出願の出願日と同一」に変更。また、事後指定の日は、事務局が当該指定を受領した日と規定され、事後指定日は登録簿に登録され、ARIPO 公報にて公告されることが追加規定された(第9条9:2)。

・ 事後指定に基づく保護期間は、先行する登録と同一とする規定が追加された(第9条9:3)

**改正内容：**

**・第3条**

出願の条件に関する規定が追加された(3:1 (ii), (iv))。出願標章の商品及び役務が不記載又は不適切な場合、事務局は「ニース国際分類最新版に基づいて」商品及び役務を付与するとの改正があった(3:2)。

**・第3条の2**

・出願日を決定するために出願が提出された締約国又は事務局が受理する指示情報の伝達手段について、「電気通信手段」を追加した(3の2:1 (iii))。また、出願日を決定する指示又は要素の受理について「上記指示又は要素の一部のみ受理した日」から「上記指示又は要素を受理した日」に変更された。

・出願日決定のための要件(3の2:1)が満たされない場合、事務局が出願人に対して取る行為について規定を新設した(3の2:2)。

**・第6条**

・指定国による事務局への登録無効の通知期間を変更した(12月→9月(6:2))。

・出願人の指定国による拒絶決定に対する応答は、「事務局を通じて指定国に行く」と変更し、応答方法として、「審判請求」が追加された(6:4)

**・第6条の2**

異議申立通知は、事務局に提出することが規定された(6の2:4)。

**・第9条**

・登録標章のその他の当事国への事後指定に関して、出願日を「事後指定の出願が受理された日」から「先行する出願の出願日と同一」に変更、事後指定の日は、事務局が当該指定を受領した日、また、事後指定日は登録簿に登録され、ARIPO 公報にて公告されることが追加規定された(9:2)。

・事後指定に基づく保護期間は、先行する登録と同一とする規定が追加された(9:3)